

こども[★]①[★]誰でも通園制度

令和7年度 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業） 概要説明会

令和7年（2025年）2月10日（月）14:00～

こども未来局教育保育部 幼保連携政策課、こども保育課

本日の流れ

- 1 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について
- 2 令和6年度公立施設でのモデル事業実施について
- 3 令和7年度姫路市乳児等通園支援事業モデル事業の概要について

1 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について

こども誰でも通園制度について

○ 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設。【R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化】



【本格実施に向けたスケジュール】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
○ 制度の本格実施を見据えた試行的事業 ・118自治体に内示（令和6年8月30日現在） ※年末までに令和7年度の事業内容（人員・設備の基準等）の方針について決定。	○ 法律上制度化（地域子ども・子育て支援事業） ・自治体の判断において実施 ※年末までに令和8年度の事業内容（給付の詳細等）の方針について決定。	○ 法律に基づく新たな給付制度 ・全自治体で実施

2 令和6年度公立施設でのモデル事業実施について

2 令和6年度公立施設でのモデル事業実施について

姫路市こども誰でも通園制度モデル事業（令和6年度）

姫路市在住で、保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業所に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象に、モデル事業を実施しています。

- ・ 公立3園（中央乳児保育所、市川台保育所、前之庄こども園）で実施
- ・ 令和6年7月～9月、10～12月、令和7年1～3月の3期で実施
- ・ 1人あたり利用時間は月10時間まで、1時間あたり300円の利用者負担が必要
- ・ 午前・午後各2時間、月～金曜日の毎日実施（時間帯は園によって異なる）
- ・ 定員
中央乳児保育所：各回5人×10枠（1日午前・午後の2枠×週5日）＝50人
市川台保育所・前之庄こども園：各回3人×10枠＝30人

姫路市こども誰でも通園制度のモデル事業のご案内

保育所等に通っていない子どもを対象に、保育所・こども園において、保護者の皆さんの就労要件を問わず、月10時間の範囲内で定期的な預かりを行います。家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会を設けることにより、子どもの育ちを応援するとともに、保護者にとっては月に一定時間でも子どもと離れ自分のための時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につなげつつ、専門的知識をもつ保育士が子育て支援を行います。

対象となる子ども 姫路市に住所を有する子どものうち、保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業所に通っていない0歳6か月から満3歳未満の子ども。

利用時間 利用料金 1月あたり10時間
1時間あたり300円

申込期間

- (第1期)令和6年5月27日(月)～6月14日(金)
- (第2期)令和6年8月26日(月)～9月13日(金)
- (第3期)令和6年11月25日(月)～12月13日(金)

利用期間

- (第1期)令和6年7月5日(月)～9月30日(月)のおおむね3か月間
- (第2期)令和6年10月7日(月)～12月27日(金)のおおむね3か月間
- (第3期)令和7年1月6日(月)～3月21日(金)のおおむね3か月間

応募要件・応募方法等は裏面をご参照ください。

2 令和6年度公立施設でのモデル事業実施について

姫路市オンライン手続ポータルサイトを利用した利用申込

保護者の申込の負担や事務負担を軽減するため、申込はオンライン申請のみとし、サイトでの入力項目は必要最小限のものとした。利用が決定した子どもに改めて子どもの様子を「児童の状況票」にて報告してもらった。

◇オンライン手続ポータルサイトでの入力項目

- ・ 申請者氏名、電話番号
- ・ 子どもの名前（ふりがな）、生年月日
- ・ 住所
- ・ 希望する保育所・こども園
- ・ 希望する曜日、時間帯
- ・ ひきつけの有無
- ・ アレルギーの有無
- ・ 先天性の病気、発達の相談等での病院や施設の利用の有無

2 令和6年度公立施設でのモデル事業実施について

令和6年度の公立施設でのモデル事業の概要

- ・初回の利用時に親子での通園をお願いし、「児童の状況票」をもとに面談。また、園職員がお子さんの名前等を覚えるため、保護者と一緒にお子さんの写真を撮影させていただいた。
- ・食事提供はなし。水筒やマグ等に水やお茶など水分補給ができるものを入れて持参を依頼。その他、おむつ、着替え、帽子、フェイスタオルの持参を依頼。
- ・翌月分の利用予定を事前に確認し、保育料は1か月分ごとに納付を依頼。
- ・警報発令時は事業は実施しない。その後、解除された場合も同様。
- ・園内で感染症が流行した場合、利用を控えていただく場合あり。
- ・子どもの安全を守る観点から、お子さんに不自然なけがなどが見られた場合は関係機関に連絡。
- ・利用終了後にアンケート調査への協力を依頼。

2 令和6年度公立施設でのモデル事業実施について

令和6年度利用期間別申込実績

応募人数が定員を超えた時間帯は抽選で決定。一方で応募がない時間帯については、落選者を対象に再募集を行った。

また、0・1歳のニーズが多かったことから、受入人数の増加（中央乳児保育所：30人→50人）や年齢枠の変更（2歳枠→0・1歳枠）等を行った。

	実施施設	定員	応募人数	決定人数	合計
第1期 (令和6年7～9月)	中央乳児保育所	30人	81人（0・1歳53人、2歳28人）	28人	57人
	市川台保育所	30人	41人（0・1歳24人、2歳17人）	23人	
	前之庄こども園	30人	6人（0歳1人、1・2歳5人）	6人	
第2期 (令和6年10～12月)	中央乳児保育所	50人	118人（0・1歳74人、2歳44人）	50人	86人
	市川台保育所	30人	44人（0・1歳25人、2歳19人）	30人	
	前之庄こども園	30人	6人（0歳1人、1・2歳5人）	6人	
第3期 (令和7年1～3月)	中央乳児保育所	50人	95人（0歳13人、1歳42人、2歳40人）	50人	90人
	市川台保育所	30人	57人（0・1歳32人、2歳25人）	30人	
	前之庄こども園	30人	10人（0歳1人、1・2歳9人）	10人	

2 令和6年度公立施設でのモデル事業実施について

令和6年度モデル事業を利用した保護者の声

事業を利用した保護者からさまざまな感想を頂きました。

子どもがだんだんと保育園に行くのを楽しみにするようになった。スムーズに園生活に入れそうで安心した。

親が気づかないことや当たり前と思っていることもすごく頑張ってくれているんだと気づかされた。

仕事をしていないと保育園に預けられず、病院にも行きにくいし、ずっとこどもと一緒に過ごしているとしんどくなる時もある。

家庭で保育したいが、こどもに同世代との遊びを経験させたり、友達を見て遊びや生活のことに気づくきっかけになってほしい。

短時間でも子供と離れることでリフレッシュできた。

一時保育は空きがなく定期利用も難しい中で、この事業のように短時間でも定期利用できるのは子供にとっても慣れた環境で遊べていいと思う。

2 令和6年度公立施設でのモデル事業実施について

試行的事業を実施した現場の声（中央乳児保育所）

◇実施にあたり考慮・工夫したこと

- ・家庭的な雰囲気的环境作り
- ・各歳児に応じた環境設定、玩具の提供
- ・ベビーベッド、ラック、室内用バギーの用意（午睡する子、乗ることで安心する子）

◇事前面談の進め方、聞き取り内容のポイント

- ・事前シートに沿って行う。留意事項、13項目などを保護者と一緒に確認（特に迎えの時間、納付書について）
- ・家での好きな遊び、玩具などを尋ねる
- ・発達で気になること、健康面の共有（応募の段階で記入がなくても面接シートに記入がある方がいる）
- ・面談の時に親子の写真を撮る（表にまとめて曜日ごとに把握）

◇こども一人ひとりの関わり方について

- ・不安や心配な気持ちに寄り添い、スキンシップをはかる、気分転換に園庭を散歩する、興味のありそうな玩具を提供する等、まずは安心してもらうよう心掛けた。

2 令和6年度公立施設でのモデル事業実施について

試行的事業を実施した現場の声（中央乳児保育所）

◇預かりにおける活動内容

- ・室内遊び（わらべうた、体操、絵本等）
- ・戸外遊び（砂場、ボール、フープ等）
普段の保育とほぼ同じように関わっている
- ・夏は水遊び、秋は落ち葉遊び等、季節の遊び（水遊びは健康チェックシート記入を依頼）

◇保育計画や記録のポイント

- ・日誌での記録（出欠も記入）
- ・歳児ごとに経験させてあげたいことを職員で考え、内容を日誌に記入

◇職員間の連携、情報共有の方法について

- ・基本専任で2名がついており、午前の子どもが降所後話し合って情報共有
- ・園の保育者には、終礼、ミーティングで情報共有
- ・親子写真をまとめたものに名前を記入し、保育室に掲示、誰でも分かるように、子どもの背中に名前シールを貼っている
- ・保護者には名札を配布。登降所時につけてもらっている

2 令和6年度公立施設でのモデル事業実施について

試行的事業を実施した現場の声（中央乳児保育所）

◇保護者支援、関係性の構築について

- ・初日に親子登園をしてもらい、保育の様子や保育室の様子を見てもらい、安心してもらう
- ・送迎時に保育中の様子の写真を見せたり実際によく遊んだ玩具を見てもらったりして、細かく様子を伝えている
- ・お子さんの発達が気になる方には、話を聞いたり、園で試した手立て、言葉がけ等を提案したりする。保健所等専門の施設を紹介する

◇誰でも通園制度を実施してよかったこと

- ・地域の保育所等の施設に通っていない方が、週に2時間でも預けるところを必要としているということが分かったこと
- ・短期間ではあるが、子どもたちの成長する姿の喜びを保護者と共有できるところ
- ・不安や寂しさで号泣する子、その姿を見て心配そうにしている保護者が、回数を重ねるごとに登所を楽しみにしてくれているところ
- ・利用して良かった、また来たいと喜んでくださる様子を見て、少しでも貢献できていると感じるところ

2 令和6年度公立施設でのモデル事業実施について

モデル事業の様子（中央乳児保育所）

預かり場面、部屋の様子、誰でも通園用に作成したアイテム等を、説明会当日に写真で共有します。

3 令和7年度姫路市乳児等通園支援事業 モデル事業の概要について

★本事業の実施は、本事業費が含まれた令和7年度国及び姫路市予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

3 令和7年度姫路市乳児等通園支援事業モデル事業の概要について

募集事業者（実施施設）

市内に所在する私立認可保育所・認定こども園・幼稚園30園程度（分園を含む）。

実施事業

姫路市の認可を受け、乳児等通園支援事業を実施する。
実施にあたっては、姫路市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年3月制定予定、制定までは、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号））に定める基準を遵守すること。

実施要件

◇モデル事業実施期間

- ・3期に分けて実施する。
第1期：令和7年（2025年）6月～8月
第2期：令和7年（2025年）9月～11月
第3期：令和7年（2025年）12月～令和8年（2026年）2月

令和7年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
準備期間		第1期			第2期			第3期			

- ・第1期～第3期ごとに、市で利用認定及び利用施設の決定を行った利用者以外の利用は不可とする。
- ・利用者は、モデル事業実施期間の同一期內は同一の施設に通園するものとする。

3 令和7年度姫路市乳児等通園支援事業モデル事業の概要について

◇対象となる子ども（利用者）

以下のすべてにあてはまり、保護者からの申請により、モデル事業実施期間ごとに市が利用を決定した子ども。

- ・利用日時点において姫路市内に居住していること。
- ・保育所、認定こども園、幼稚園、企業主導型保育施設に通っていないこと。
- ・利用日時点において0歳6か月から満3歳未満（3歳の誕生日の前々日まで）であること。

◇利用可能時間

- ・一人当たり月10時間まで。
- ・利用実績を登録し、利用可能時間を確認すること（「こども誰でも通園制度総合支援システム」で管理可能となる予定）。

◇利用方式

- ・定期利用方式（利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法）で実施すること。
- ・ただし、キャンセル等で利用枠に空きがある場合は、一人当たりの利用可能時間（月10時間）以内で、定期利用に併用するかたちで、自由利用（事業実施者が定めた日時の範囲内で、申込者の希望に応じた日時に通園する）も可能とする。

3 令和7年度姫路市乳児等通園支援事業モデル事業の概要について

◇実施方法

- ・ 一般型（在園児合同）又は一般型（専用室独立実施）のいずれかで実施。
- ・ 同年齢保育、異年齢保育のどちらで実施してもよい。

実施方法	実施パターン	専用スペース	専任職員の配置	メリット	デメリット
①一般型（在園児合同）	通常教育・保育との合同・併用による実施	不要	必要	専用スペースが不要	在園児の中に一定時間のみ加わるため、在園児との関係性や保育内容に配慮が必要
②一般型（専用室独立実施）	園の空き教室等を活用	必要	必要	在園児とは別の部屋で過ごすため、在園児の生活リズムを考慮する必要がない。活動内容等に応じて在園児と交流も可能	専用スペースが必要。 0～2歳の、年齢や発達が異なる子どもが同じ空間で過ごすため配慮が必要

→公立園は②のパターンで実施

3 令和7年度姫路市乳児等通園支援事業モデル事業の概要について

◇開所日及び定員設定

- ・ニーズや受入体制を鑑み、事業者で設定し、市と協議の上決定する。
- ・定員を受け入れるにあたり必要な実施場所及び人員配置を確保すること。
- ・なお、0歳、1歳及び2歳の定員をそれぞれ設けるのが望ましい（現在、本体施設で保育を提供していない年齢を除く。複数の年齢区分を合わせて受け入れてもよい）。

3 令和7年度姫路市乳児等通園支援事業モデル事業の概要について

◇開所日及び定員設定の例①

・月～金曜日実施、1回あたり2時間または2.5時間で預かりを実施する場合（A～Hの8グループ（枠）、定員計30人）

	月	火	水	木	金
1 週目	A 10:00～12:00※① (0歳児3人) B 13:00～15:00 (2歳児5人)	C 9:30～12:00※② (1歳児3人) D 13:00～15:00 (1歳児3人)	E 10:00～12:00 (0・1歳児3人) ※②	F 13:30～15:30 (2歳児5人)	G 9:30～12:00 (1歳児4人) H 13:00～15:00 (1歳児4人)
2 週目	毎週同じ子どもが利用	毎週同じ子どもが利用	毎週同じ子どもが利用	毎週同じ子どもが利用	毎週同じ子どもが利用
3 週目					
4 週目					
5 週目					

※①：1回あたり2時間のため、5週ある月は最大10時間利用できるが、4週の月は最大8時間利用となるので、利用者の希望により、残り2時間分をキャンセル等の空き枠の中で利用させることができる。

※②：1回あたり2.5時間と設定した場合、4週で最大10時間の利用となる。

※③：0・1歳児枠は、定員3人の中で抽選により利用歳児を決定する。

3 令和7年度姫路市乳児等通園支援事業モデル事業の概要について

◇開所日及び定員設定の例②

・隔週利用（月・水・金曜日は1・3週目、火・木曜日は2・4週目）、1回当たり5時間（昼食あり）で預かりを実施する場合（A～Eの5グループ（枠）、定員計17人）

	月	火	水	木	金
1 週目	A 9:30～14:30 (0歳児3人)		B 9:30～14:30 (2歳児5人)		C 9:30～14:30 (1歳児3人)
2 週目	↓ 隔週で 子ども が利用	D 9:30～14:30 (1歳児3人)	↓ 隔週で 子ども が利用	E 9:30～14:30 (0歳児3人)	↓ 隔週で 子ども が利用
3 週目		↓ 隔週で 子ども が利用		↓ 隔週で 子ども が利用	
4 週目					
5 週目					

※ 1回あたり5時間のため、2週の利用で計10時間利用できる。

3 令和7年度姫路市乳児等通園支援事業モデル事業の概要について

◇設備の基準及び人員配置基準

	一般型（在園児合同）	一般型（専用室独立実施）
設備の基準	【0～1歳児】乳児室：1.65㎡/人、ほふく室：3.3㎡/人 【2歳児】保育室又は遊戯室：1.98㎡/人	
人員配置基準	【0歳児】 3：1 【1・2歳児】 6：1 ・事業に従事する職員として保育従事者を配置し、そのうち半数以上は保育士とする。 ・保育従事者の数は2人を下ることはできない。 ・保育従事者は専従職員でなければならない。	

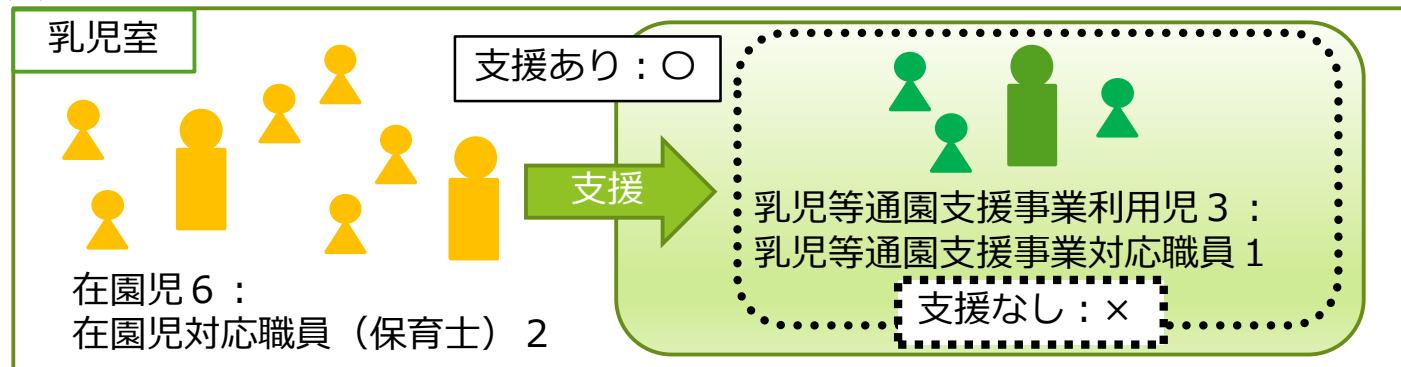
3 令和7年度姫路市乳児等通園支援事業モデル事業の概要について

◇職員配置の緩和規定

・一般型（在園児合同）

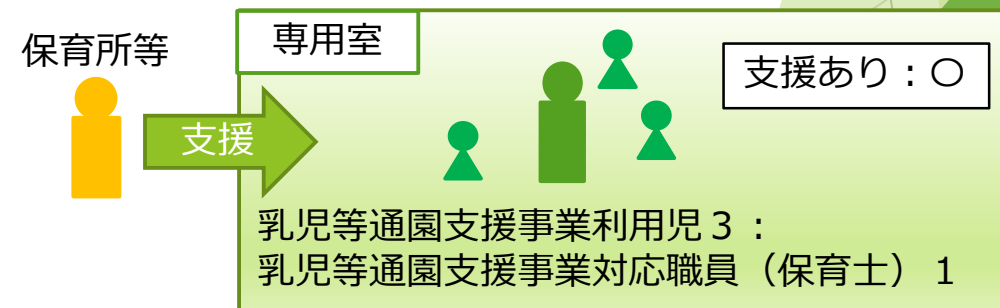
①乳児等通園支援事業を利用する児童の歳児と人数から計算した必要保育士数が1人以内であり、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員（保育に従事する職員に限る）の支援を受けられる場合は、乳児等通園支援事業の専従職員（保育士）を1人とすることができる。

②乳児等通園支援事業を利用する児童が3人以下の場合で、在園児の保育が現に行われている保育室で事業を行い、かつ、当該保育所等の保育士の支援を受けられる場合は、乳児等通園支援事業の専従職員を1人とすることができる。



・一般型（専用室独立実施）

乳児等通園支援事業を利用する児童の歳児と人数から計算した必要保育士数が1人以内であり、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員（保育に従事する職員に限る）の支援を受けられる場合は、乳児等通園支援事業の専従職員（保育士）を1人とすることができる。



3 令和7年度姫路市乳児等通園支援事業モデル事業の概要について

設備運営基準条例（令和7年3月制定予定）で定める事項

主な事項	内 容（抜粋）
非常災害対策	少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない
安全計画の策定等	施設設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する施設外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練等の計画を策定し、当該安全計画を周知するとともに、計画に従い必要な措置を講じなければならない
虐待等の防止	職員は、利用乳幼児に対し、暴行・わいせつ行為などその他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない
食事	食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）は、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない
内部の規定（重要事項）	事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない 一事業の目的及び運営の方針 二その提供する乳児等通園支援の内容 三職員の職種、員数及び職務の内容 四乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 五保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 六乳児、幼児の区分ごとの利用定員 七乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 八緊急時等における対応方法 九非常災害対策 十虐待の防止のための措置に関する事項 十一その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

3 令和7年度姫路市乳児等通園支援事業モデル事業の概要について

事業実施にあたっての留意事項

◇事業の広報

・市で作成する募集ちらしの他、園ごとの預かり日時や定員、預かり形態、必要経費等、詳細については、園のホームページや園だより等を使って、広く対象者が事業を利用できるよう工夫すること。

◇事前面談

・初回利用時までには親子同伴で面談を行うこと。子どもの発達段階や好きな遊び、アレルギー情報、保育を行う上で配慮が必要な事項等を聞き取り、事業者内で共有する。

◇親子通園

・慣れるまで時間が掛かる子どもへの対応として有効であるが、長期間継続する状態としてはならず、また、利用条件としてはならない。

◇配慮が必要な子どもやその保護者への支援

・事業を円滑に利用できるよう配慮を行うとともに、市と協力し、関係機関との連携に努めること。
・利用当日に、通園がない場合には、対象児童状況の確認をすること。特に、要支援家庭等の子どもの利用がない場合には、関係機関と情報共有し、適切に対応すること。
・要支援家庭等の子どもの不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有するとともに、協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行うこと。

3 令和7年度姫路市乳児等通園支援事業モデル事業の概要について

◇計画と記録

- ・子どもの育ちに関する長期的見通しをもった全体的な計画及び一人ひとりの子どもの実態に応じた指導計画を作成すること。
- ・事業の実施内容確認の記録や、利用児童の育ちに関する記録等を作成し、事業者内で共有すること。（「こども誰でも通園制度総合支援システム」を利用することも可能。）

◇事故発生時の対応

- ・保育中に事故が生じた場合には、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」に従い、速やかに市に報告すること。
- ・事業実施者が運営する施設において本業務により生じた事故及び損害については、事業実施者がその負担と責任において処理にあたるものとする。

◇給食等の提供

- ・給食等の提供については事業実施者の判断とするが、利用者に対応状況が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応等、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」等に準じて適切な実施に留意すること。

◇保護者への支援について

- ・こども誰でも通園制度は、子ども育ちの支援とあわせて、保育の専門家である保育士に子育ての相談ができる場としての役割が期待されていることから、育児相談等、保護者への子育て支援に努めること。

3 令和7年度姫路市乳児等通園支援事業モデル事業の概要について

◇保育従事者

- ・保育士以外の保育従事者は、子育て支援員研修を修了した者とする。

◇一時預かりとの関係

- ・事業実施者において、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業を行う場合は、別途「姫路市一時預かり事業実施要綱」第8条に定める基準（専用保育室の確保、保育士の配置）を遵守すること。

◇保育従事者等への研修

- ・事業の意義・目的・仕組みや年齢ごとの関わり方の留意点等について、国が作成する「子ども誰でも通園制度の実施に関する手引き」等を用いて、専従職員をはじめ、施設管理者や他の職員等、園全体で共有・理解するための研修を実施すること。

◇個人情報の取り扱い

- ・事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

◇モデル事業としての協力

- ・事業実施者は、事業の利用状況、効果や課題、利用者や保育従事者の声等について情報収集を行い、適宜本市に情報提供する。本事業の効果・課題等を検討するために市から利用者にアンケートを実施する場合は、アンケートの円滑な実施等に協力すること。

3 令和7年度姫路市乳児等通園支援事業モデル事業の概要について

補助金について（令和7年度国及び姫路市予算成立を前提とします。）

◇補助基準額（予定）

補助項目	補助要件	補助基準額
①子ども受入にかかる基本単価	事業実施に必要なとなる経費（人件費、給食費、保育材料費、光熱費等）	対象児童一人1時間あたり 0歳児 1,300円、1歳児 1,100円、 2歳児 900円 ※令和7年4月1日現在の年齢
②障害児受入分	障害児を受け入れ、職員配置基準に加えて職員を配置した場合に児童受入分に加算する	対象児童一人1時間あたり 400円
③要支援家庭の子ども受入分	要支援家庭の子どもを受け入れた場合に加算する	対象児童一人1時間あたり400円
④医療的ケア児受入分	医療的ケア児を受け入れた場合に加算する	対象児童一人1時間あたり2,400円
⑤事業実施にかかる初年度経費	事業で使用する備品等の購入を行うための経費	一園あたり上限100,000円 （一回限りを想定）

※①～④は子どもの預かりにかかる補助額、⑤は事業実施に必要な備品等の購入にかかる補助額とする。

※月単位の年齢ごとの総受入時間数に、①～④の1時間あたりの金額を乗じて得た額とする。

※障害児加算の対象者は募集要項に定める書類により確認し、その写しを市に提出すること。

※当日キャンセルについては、利用したものとして補助金の対象とする。よって、一人当たり月10時間の利用可能時間からは減らす。

3 令和7年度姫路市乳児等通園支援事業モデル事業の概要について

◇補助金額

補助対象経費の実支出額から利用料収入等を控除した額と、補助基準額（27ページ）とを比較して少ない方の額を補助する。

◇補助基準額の計算例

	月	火	水	木	金
午前	0歳児 3人	1歳児 3人	0歳児 3人	1歳児 3人	0歳児 3人
午後	2歳児 5人	1歳児 3人	2歳児 5人	1歳児 3人	2歳児 5人

- ・全員が毎月10時間利用したとし、2歳児1人が障害児加算の対象児とした場合

①子ども受入にかかる基本単価＋②障害児受入分

0歳児（9人利用）：1,300円×9人×月10時間＝117,000円
1歳児（12人利用）：1,100円×12人×月10時間＝132,000円
2歳児（15人利用）：900円×15人×月10時間＝135,000円
障害児加算（1人対象）：400円×1人×月10時間＝4,000円
1か月あたり 388,000円 ×3か月×3期＝3,492,000円

⑤事業実施にかかる初年度経費

ほふく用マット、お散歩カート、棚等購入費 150,000円＞1園当たり上限100,000円

合計：3,592,000円（年間補助基準額）

3 令和7年度姫路市乳児等通園支援事業モデル事業の概要について

◇補助事業実施期間

- ・ 交付決定の日から令和8年（2026年）3月31日まで

◇実績報告及び補助金請求

- ・ 第1期～第3期ごとの事業終了後、指定期日までに、市が指定する様式を用いて実績報告書を提出する。
- ・ 年度末の事業終了後、補助金交付請求書を市に提出する。

保護者の費用負担

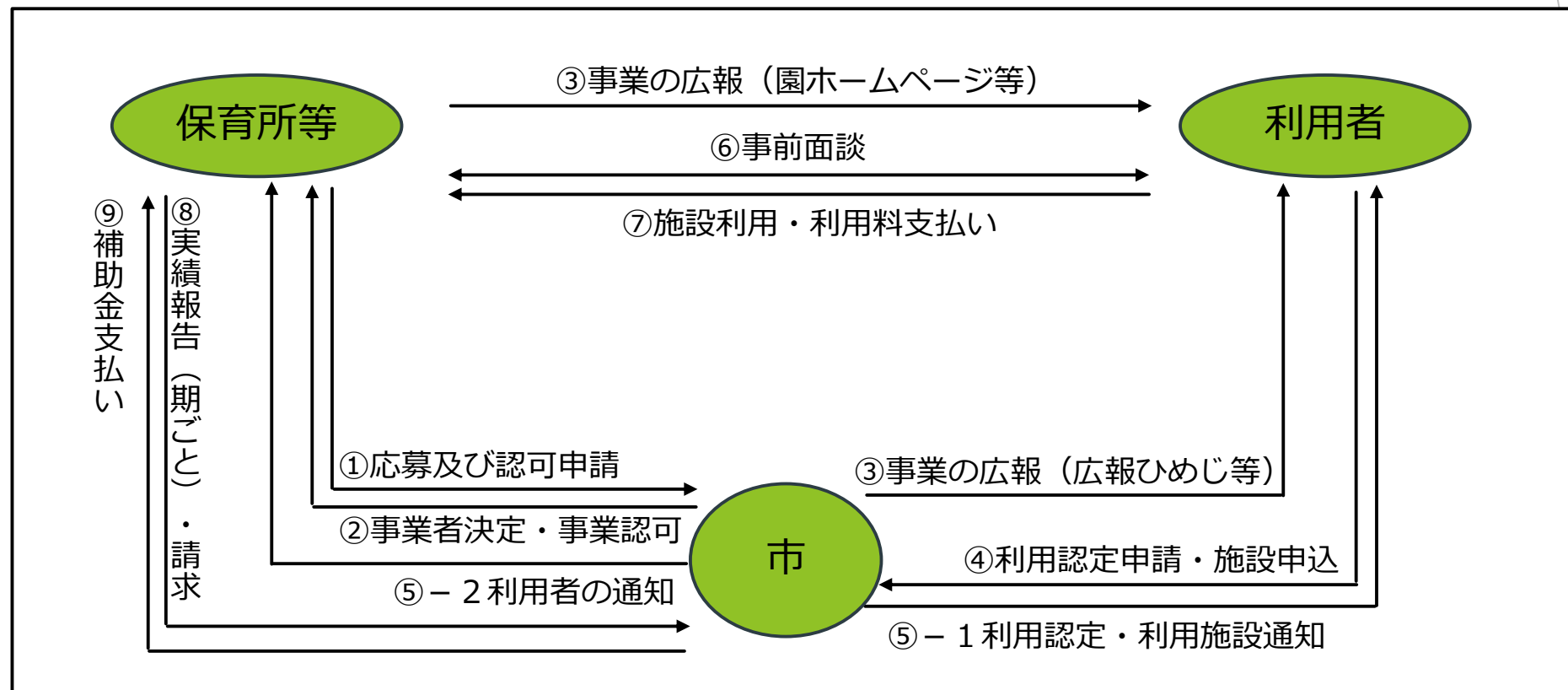
- ・ 子ども一人1時間あたり利用料300円を徴収し、事業実施にかかる費用の一部に充てるものとする。
- ・ 給食費やおやつ代等の実費負担については、保護者同意の上で徴収することができる。
- ・ 利用料及び実費負担額は、保護者が事業実施者に直接支払う。

◇利用料の計算例

- ・ 28ページの子ども全員が毎月10時間利用した場合
 $300円 \times 36人 \times 月10時間 = 108,000円 \quad \times 3か月 \times 3期 = 972,000円$ （年間利用料）

3 令和7年度姫路市乳児等通園支援事業モデル事業の概要について

事業実施イメージ



※第1期～第3期ごとに利用認定申請及び利用施設の申し込みを受け付け、各施設の利用者を決定する。

3 令和7年度姫路市乳児等通園支援事業モデル事業の概要について

事業実施スケジュール（予定）

内 容	日 程
応募申請	令和7年2月28日（金）まで
質問書の提出期限	2月17日（月）
質問書に対する回答予定日	2月19日（水）
事業者決定	3月7日（金）
認可申請～事業認可・公表	3月～4月上旬
補助金交付申請～可否決定 利用者周知（ちらし配布、広報ひめじ掲載他）	4月～5月
利用認定申請（利用者→市）	4月中旬～下旬
利用認定・利用者決定（第1期）（市→利用者）	5月上旬
事前面談	5月中旬～下旬
事業開始（第1期）	6月2日（月）～

※日程については変更になる場合があります。

3 令和7年度姫路市乳児等通園支援事業モデル事業の概要について

応募手続き等

主な事項	内 容
応募締切	令和7年2月28日（金）
提出書類	応募申込書及び添付書類 ※認可・補助金交付申請に必要な書類については事業実施者に別途案内する。
応募先	姫路市こども未来局教育保育部幼保連携政策課
応募方法	持参か郵送、電子メール ※電子メールの場合は受信確認を行うこと。
事業実施者の決定	・応募者から提出された書類を審査し、事業実施者を決定、文書で通知する。 ・併せて認可申請及び補助金交付申請について案内する。
その他	・応募は実施施設ごとに行うこと。 ・同一法人が複数施設の応募を行うことも差し支えない。 ・実施方法や開所日、定員設定等、第1期の実施状況に応じて、市と協議の上、第2期以降の実施内容を変更してもよい。

3 令和7年度姫路市乳児等通園支援事業モデル事業の概要について

その他

◇こども誰でも通園制度の実施に関する手引きについて

・事業実施者や従事する保育者等が、制度の趣旨目的を理解するとともに、年齢ごとの関わり方の留意点や利用方法等、適切に事業を実施する上で参考となる事項を示す。

目次

I 基本的事項

①制度の意義

1. 基本的な考え方
2. こどもの成長の観点からの意義
3. 保護者にとっての意義
4. 保育者にとっての意義
5. 事業者にとっての意義
6. 制度の意義を実現するための自治体の役割

②令和7年度の制度の概要

1. 制度の概要
2. 事業の全体像

II 事業実施の留意事項

①共通事項

- ②通園初期の対応
- ③年齢ごとの関わり方の特徴と留意点
- ④特別な配慮が必要なこどもへの対応
- ⑤計画と記録
- ⑥保護者への対応
- ⑦要支援家庭への対応上の留意点
- ⑧その他

III その他の留意点等

- ①個人情報の取扱いについて
- ②他制度との関係
- ③職員の資質向上等

こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会（第4回）資料
（令和6年12月26日、こども家庭庁）

・こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会（第4回）において、素案が示されていますので、参考にご覧ください。

<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen/cd3e0064>

3 令和7年度姫路市乳児等通園支援事業モデル事業の概要について

◇こども誰でも通園制度総合支援システムについて

・こども誰でも通園制度の本格実施にあたっては、制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図るため、市・施設・利用者が共同で利用する「こども誰でも通園制度総合支援システム」が整備され、令和7年度から運用開始となります。本市においても、令和7年度モデル事業からシステムを用いて事業を実施する予定です。

<システムの基本機能>

機 能	内 容
①予約管理	利用者がシステム上で施設を検索、事前面談日や利用日を予約する（事業者はシステム上で承認）。登降園時間をシステムに記録することで、月10時間の時間管理をシステム上で行える。キャンセルも利用者がシステム上から行える。
②データ管理	子どもの情報をシステム上で登録し、事業者が子どもの情報を把握したり、利用履歴を登録することで次回以降の預かりの参考にすることが可能。また、市がシステム上で利用状況を確認できる。
③請求書発行	利用時間や加算等に応じて請求金額が自動的に計算される。

<システム操作方法>

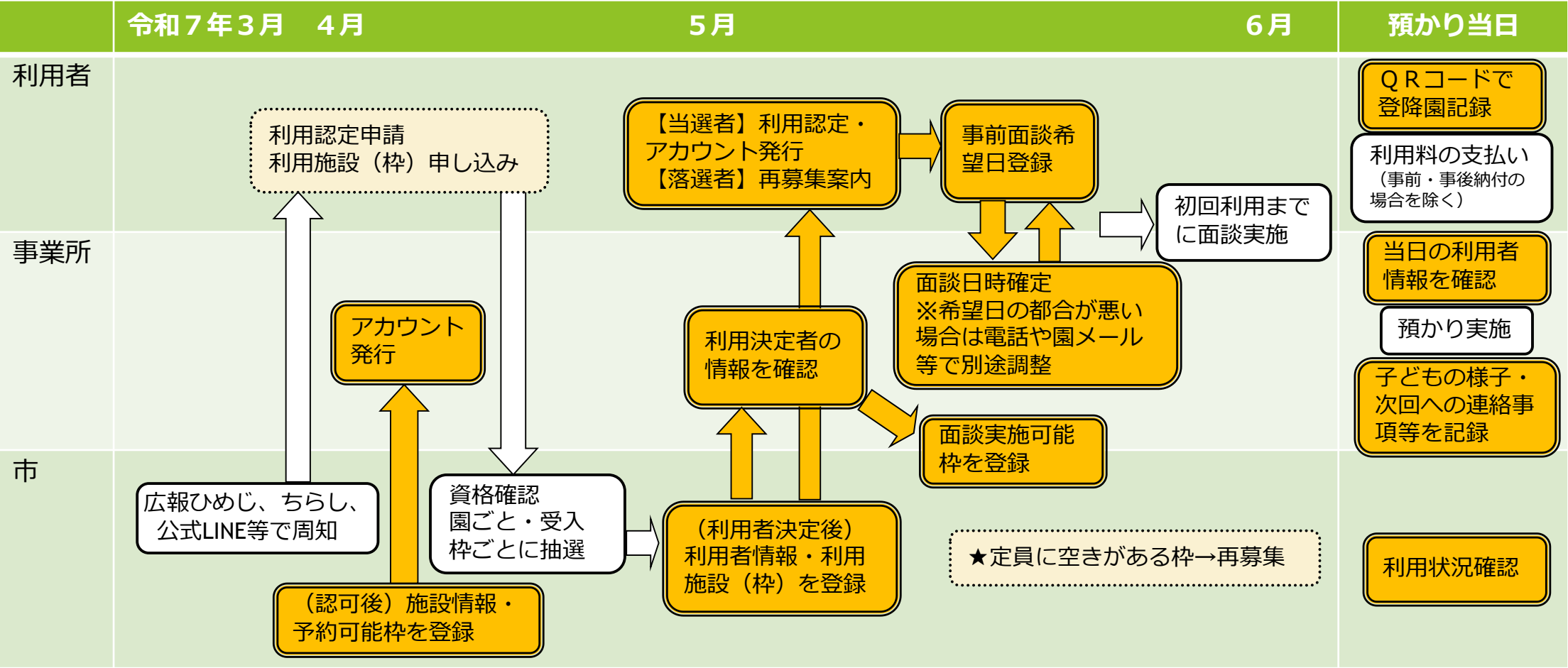
- ・事業者向けのマニュアルを提供予定です。
- ・事業者向けの電話窓口が設置され、システムに関する問い合わせに対応します。

3 令和7年度姫路市乳児等通園支援事業モデル事業の概要について

※総合支援システムを使った手続き

※姫路市オンライン手続ポータルサイトを使った手続き

システムを利用した事業実施の流れ（予定）



※利用キャンセルや利用日の変更は利用者が可能。その園の利用者であれば、10時間の利用可能時間内で空き枠に予約することができる。入所・転出等により対象者から外れた場合、利用者が利用認定終了日以降の予約をキャンセルする（市で代理キャンセルも可能）。